

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【公表番号】特表2009-513914(P2009-513914A)

【公表日】平成21年4月2日(2009.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-013

【出願番号】特願2008-537909(P2008-537909)

【国際特許分類】

F 16 L 21/06 (2006.01)

F 16 B 7/04 (2006.01)

F 16 B 2/08 (2006.01)

【F I】

F 16 L 21/06  
F 16 B 7/04 301 F  
F 16 B 2/08 F

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年2月28日(2011.2.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに向かい合って連結可能な一対の管継手セグメントであって、各管継手セグメントは封止部材及び同封止部材に係合する一対の配管要素に跨って配置され、両配管要素をこれら配管要素の対向する終端どうしにおいて互いに固定し、さらに管継手セグメントが、

前記配管要素の外面に係合する一対のアーチ状面と、

前記アーチ状面の両端において夫々突出し、且つ傾斜面を有する一対の接続部材であって、管継手セグメントが他の管継手セグメントと向かい合って配置された状態において両管継手セグメントの対向する傾斜面は互いに反対の方向に傾斜し、両管継手セグメントを配管要素の長手軸と直交する軸を中心に相対回動させつつ互いに引き寄せるため締め具にて締め付けられる接続部材と、

前記アーチ状面間に設けられ、前記管継手セグメントの内周面に沿って延び、内部に封止部材を受容する空洞であって、配管要素の長手軸と直交する軸を基準に、管継手セグメントが他の継手セグメントに引き寄せられたときに回動する角度にわたる配向角をもって管継手セグメントの回動方向とは反対方向に配向され、封止部材が内部において捩じられることを回避すべく管継手セグメントの回動を相殺する空洞とを備えることを特徴とする管継手セグメント。

【請求項2】

前記空洞が4°以下の配向角をもって配向されていることを特徴とする請求項1に記載の管継手セグメント。

【請求項3】

前記空洞が、1/4°と4°との間の配向角をもって配向されていることを特徴とする請求項1又は2記載の管継手セグメント。

【請求項4】

前記アーチ状面が管継手セグメントから径方向内側に向けて突出していることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の管継手セグメント。

**【請求項 5】**

互いに向かい合って連結可能な一对の管継手セグメントであって、各管継手セグメントは封止部材及び同封止部材に係合する一对の配管要素に跨って配置され、両配管要素をこれら配管要素の対向する終端どうしにおいて互いに固定し、さらに管継手セグメントが、前記配管要素の外面に連結される一对のアーチ状面と、

前記アーチ状面の両端において夫々突出し、且つ傾斜面を有する一对の接続部材であって、管継手セグメントが他の管継手セグメントと向かい合って配置された状態において両管継手セグメントの対向する傾斜面は互いに反対の方向に傾斜し、両管継手セグメントを配管要素の長手軸と直交する軸を中心に相対回動させつつ互いに引き寄せるため締め具にて締め付けられる接続部材と、

前記アーチ状面間に設けられ、前記管継手セグメントの内周面に沿って延びる空洞であって、前記空洞が延びる範囲の内周面は両終端部分及び両終端部分間に配置される中間部分に分割され、各終端部分は配管要素の長手軸と直交する軸を基準に、管継手セグメントが他の継手セグメントに引き寄せられたときに回動する角度にわたる配向角をもって管継手セグメントの回動方向とは反対方向に配向され、封止部材が内部において捩じられるこ<sub>ト</sub>を回避すべく管継手セグメントの回動を相殺する空洞とを備えることを特徴とする管継手セグメント。

**【請求項 6】**

両終端部分はアーチ状面の曲率の中心に対してそれぞれ 45° をなし、中間部分はアーチ状面の曲率の中心に対して 90° をなすように内周面が分割されていることを特徴とする請求項 5 に記載の管継手セグメント。

**【請求項 7】**

前記内周面の各終端部分が 6° 以下の配向角をもって配向されていることを特徴とする請求項 5 又は 6 に記載の管継手セグメント。

**【請求項 8】**

前記内周面が、1/4° と 6° との間の配向角をもって配向されていることを特徴とする請求項 5 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の管継手セグメント。

**【誤訳訂正 2】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】発明の名称

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【発明の名称】角度をなすように配向された空洞を有する継手

**【誤訳訂正 3】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

図 2 および 3 で示されるように、継手セグメント 12 および 14 は、反対側の終端に配置され、角度をなす面 36 および 38 を有する場合もある。表面の勾配は各セグメントで互いに反対向きに配置される。2 つのセグメントが配管要素 18 および 20 にわたる場合のように、セグメントの表面が対向配置され、セグメントが引っ張られると、表面の摺動嵌合によって、配管要素 16 および 18 の長手軸 42 に直交する方向に配向される軸 40 周りで互いに反対方向にセグメントが回動する。セグメント 12 および 14 の相対的な回動によってアーチ状面 22 および 24 を配管要素の溝 26 の側面と嵌合させ、全ての軸周りの継手、すなわち曲げおよびねじれに対して剛性を高めるとともに軸方向の膨張あるいは収縮を防ぐことから、この回動は望ましい。

**【誤訳訂正 4】**

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

本明細書で記述される角度をなすように配向された面に加えて、特許文献1で開示される三日月状の溝内にある三日月状の突起といった継手セグメントの相対回動、あるいは特許文献2で開示される取り付けフランジの偏り開口部の利用を行う他の手段もある。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

特定の状況において、軸40周りで継手セグメントを回動させることで継手の剛性を高めるのは有利であるが、このようにセグメントが回動すると、封止部材16が側壁30および32に係合して変形する。セグメントの回動によって封止部材の形状をゆがめないことが好ましい。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

図4および5で示される実施形態において、空洞58は、接続部材72および74の間を延びる基準線80に対して回動軸70周りで測定される配向角78に基づき配向されている。空洞58の配向角78は、基準線80に平行な線81に対する側壁60および62の角度82によって規定される。配向角78は、実際的な設計で4°未満であることが好ましく、継手の大きさおよび継手セグメントの回動角度に応じて、1/4°と4°との間の範囲を取る場合もある。配向角78は、他の継手セグメントと嵌合する際の継手セグメント52の相対回動の方向に対して逆方向に向けられる。この配向角の設定によって、配管要素の長手軸に対して実質的に垂直な（すなわち、基準線80と同列の）封止部材は、継手セグメントが軸70周りで回動する際の側壁60および62と後壁64との相互作用でねじれないように、継手セグメントの回動を相殺する。このように、継手セグメントは配管要素および封止部材に対して回動するが、封止部材が空洞内で実質的に直接受け入れられ、回動の結果、側壁の1つと強制的に接触させられてねじれないように、空洞58は配向される。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

空洞86の終端部分88および90は、角度をもって配向にされている点において中間部分92とは異なる。好ましくは、終端部分88および90が、約6°未満、さらに好ましくは、約1/4°と約6°との間の配向角98および100を有する一方、中間部分92はこのような角度をもって配向されていない。両終端部分の配向角98および100が同じ大きさおよび勾配を有するのが好ましい。